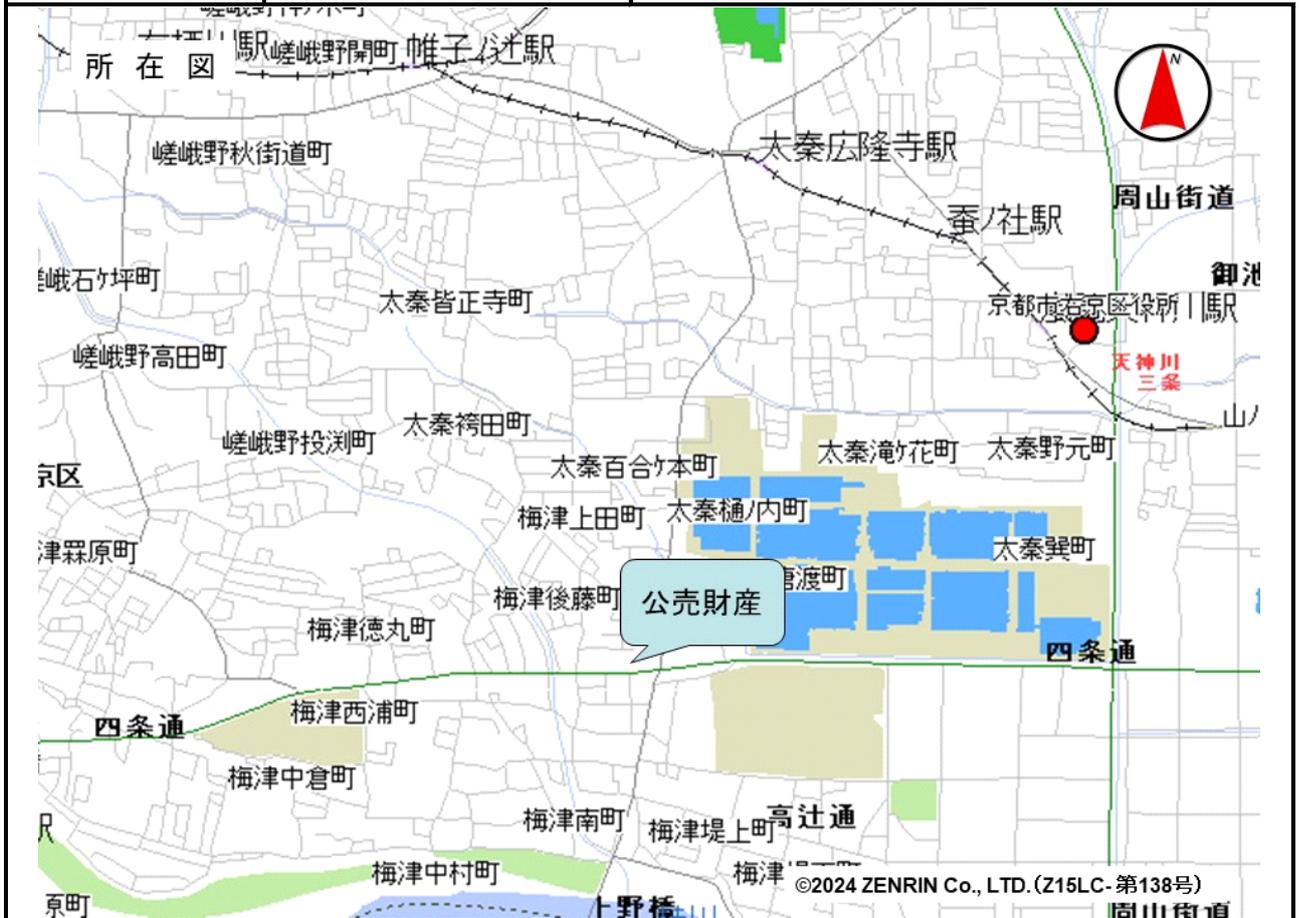


売却区分番号	1089-1		
見積価額	¥4,046,000	公売保証金	¥450,000
財産の表示	<p>1 所在 京都府京都市右京区梅津上田町 地番 62番 地目 宅地 地積 287.38 m²</p> <p>2 所在 京都府京都市右京区梅津上田町 地番 62番26 地目 宅地 地積 11.55 m²</p> <p>3 所在 京都府京都市右京区梅津上田町 地番 62番28 地目 宅地 地積 1.46 m²</p> <p>4 所在 京都府京都市右京区梅津上田町 地番 62番31 地目 宅地 地積 1.84 m²</p> <p>5 所在 京都府京都市右京区梅津上田町 地番 107番8 地目 宅地 地積 4.95 m²</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
公法上の規制	市街化区域 第二種中高層住居専用地域 建ぺい率 60% 容積率 200% 15メートル第一種高度地区 準防火地域 宅地造成等工事規制区域 居住誘導区域 既成都市区域		
接道状況	公売財産1及び3～5は、北側で幅員約3メートルの舗装私道（建築基準法第42条第2項該当）にほぼ等高に接面する。		
地盤・地勢	公売財産1及び3～5は4筆一体で、間口約1.5メートル、奥行き約13メートルの不整形な画地であり、地勢はほぼ平坦である。 公売財産2は、間口約8メートル、奥行き約1.5メートルの長方形の画地であり、地勢はほぼ平坦である。		
使用状況等	公売財産1及び3～5は、令和8年1月現在、第三者所有の建物の敷地として利用されており、第三者の申立てによると、固定資産税相当額を負担し利用している。 公売財産2は、舗装私道（建築基準法第42条第2項該当）の一部として利用されている。		
管理状況等	—		

売却区分番号	1089-1		
見積価額	¥4,046,000	公売保証金	¥450,000
特記事項	公売財産1は、縄縮みしていると見込まれる。		
住居表示等	京都府京都市右京区梅津上田町62番ほか		
最寄駅等	京福電気鉄道 嵐山本線 太秦広隆寺駅 南方約1.5キロメートル（道路距離）		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等をご確認ください。 2 掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。 3 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 4 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処理については買受人が行うことになります。 5 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 6 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 7 権利移転及び危険負担の移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付した時です。 ただし、法令等の規定により許可又は登録等を要する公売財産については、関係機関の許可又は登録等の要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。 8 公売財産の権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。 9 公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をご確認ください。 10 売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。 		

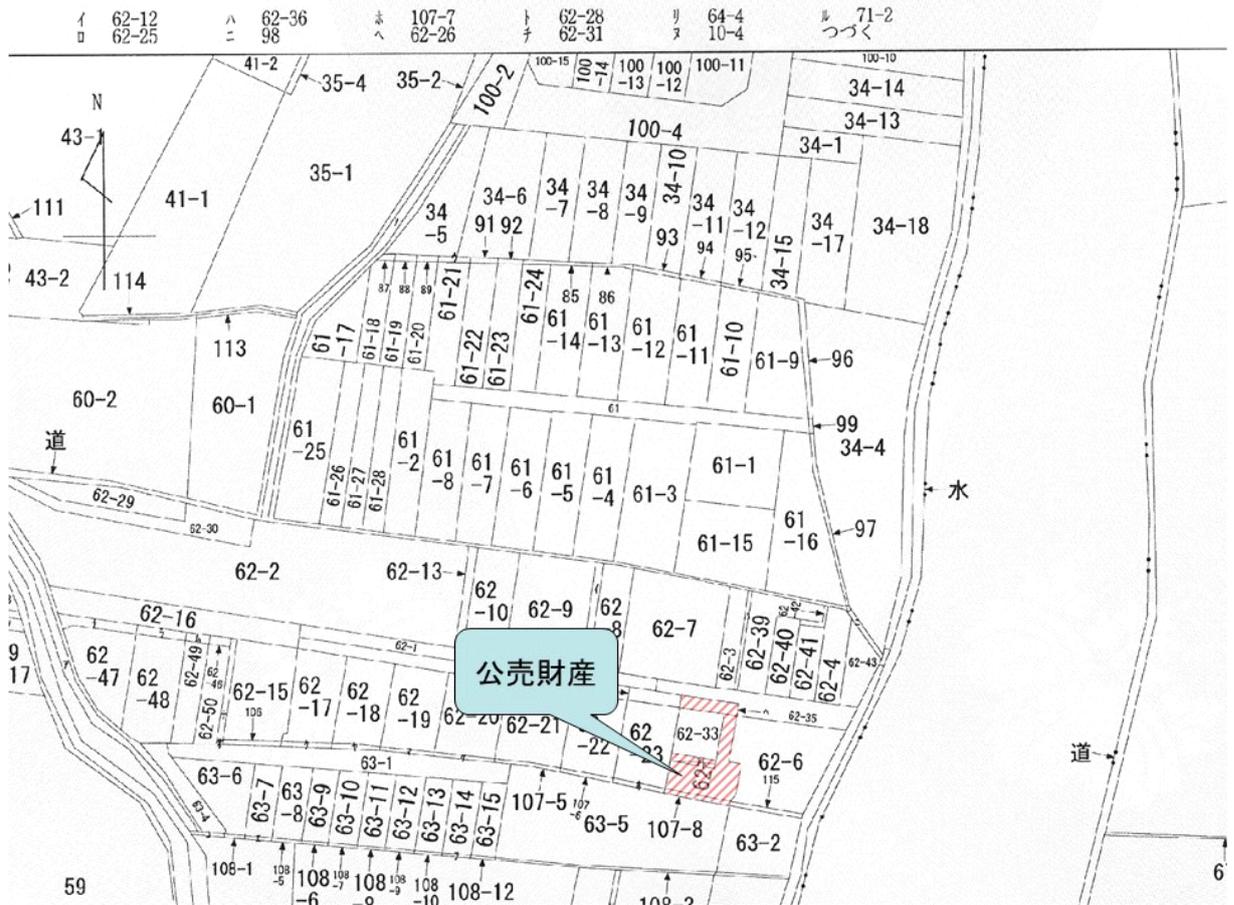
売却区分番号

1089-1

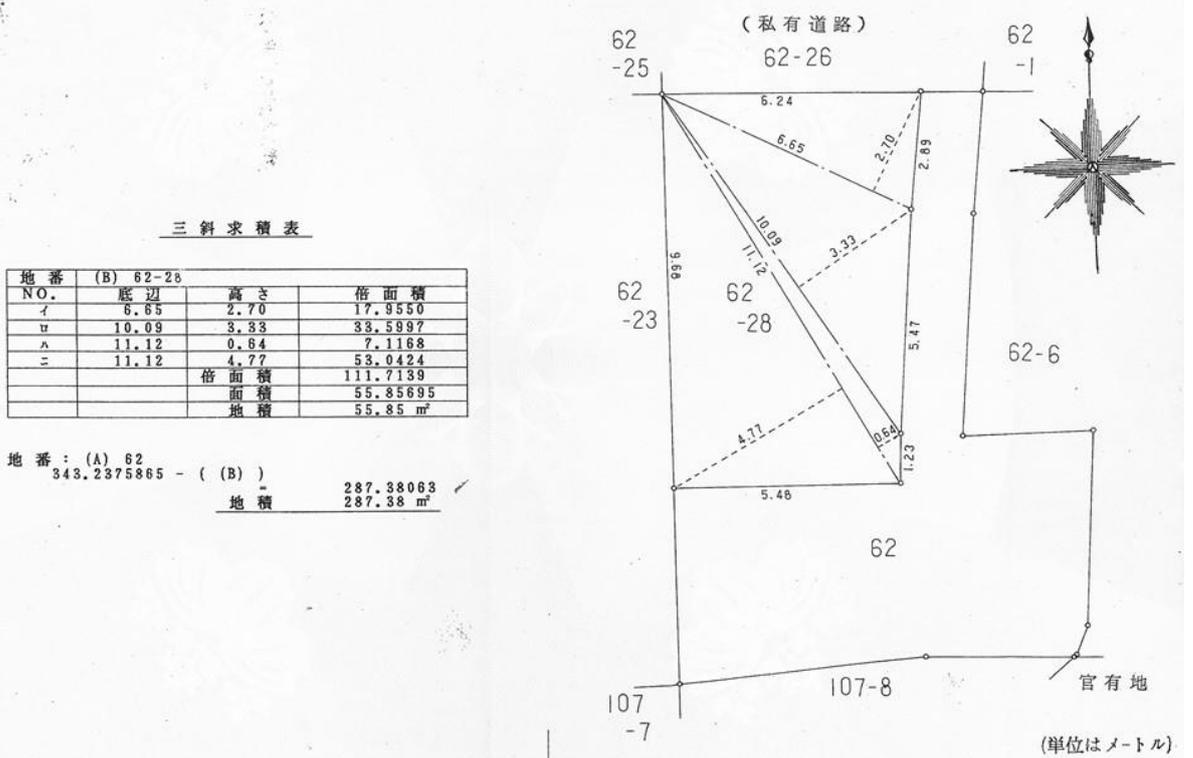


売却区分番号

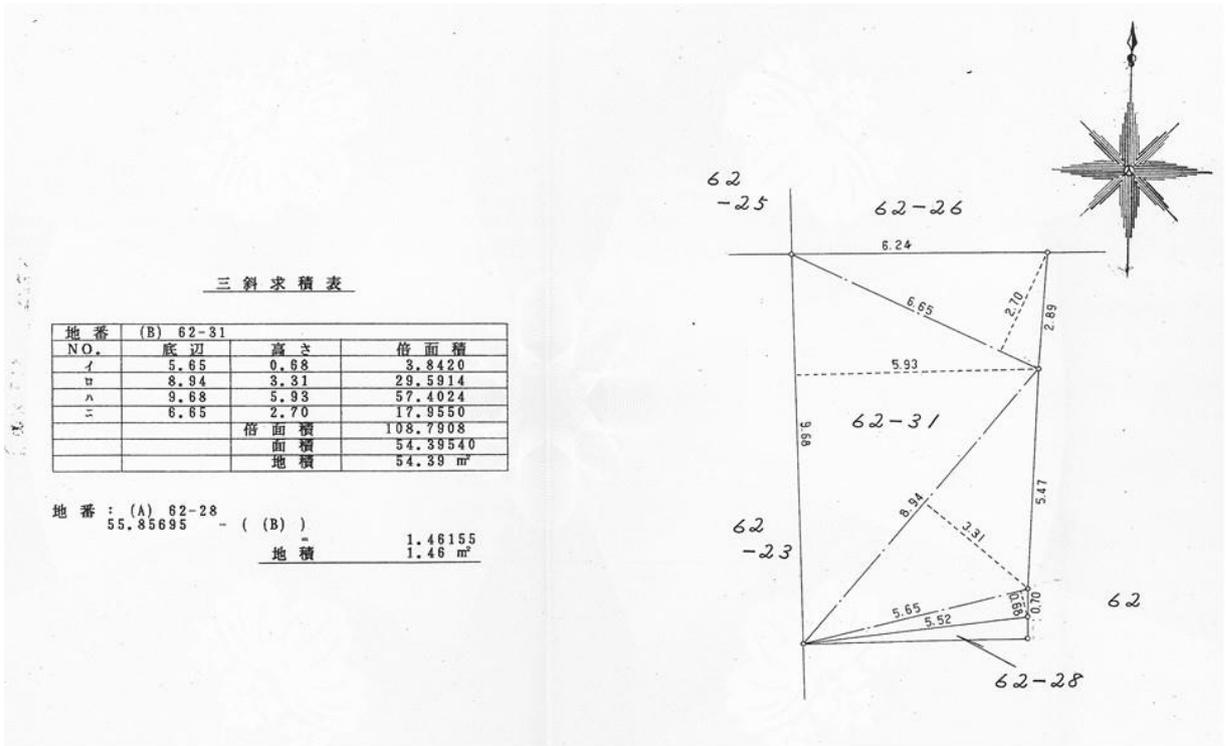
1089-1



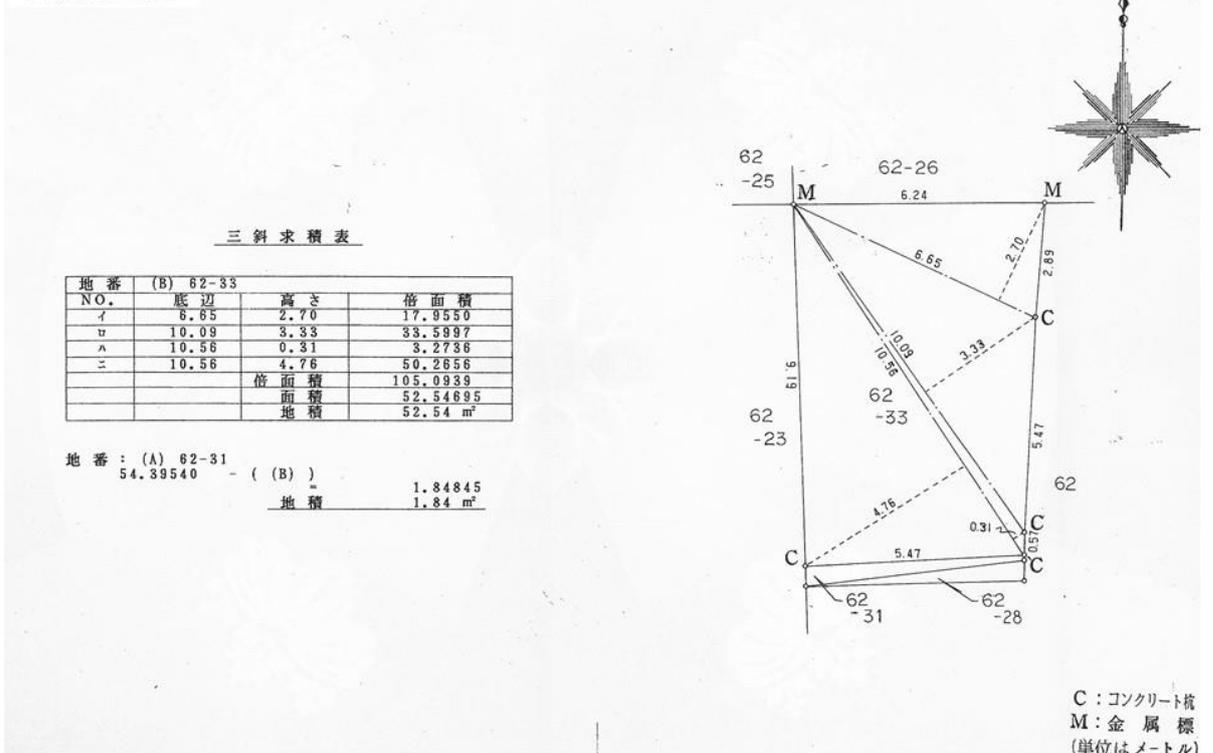
地積測量図



地積測量図



地積測量図



地積測量図

地番 (H) 107-8	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1})Y _n
107	-21.988	76.118	82.054430
88	-22.510	69.945	-135.483465
83	-23.923	75.778	-166.863156
71	-24.712	78.080	-59.373180
116	-24.576	79.547	104.499999
95	-23.395	75.933	186.889470
	併面積		9.901038
	面積		4.95㎡

